令和5年度第1回高知県児童福祉審議会

1 日 時 令和6年3月21日(木) 18:00~19:40

2 場 所 高知県庁 正庁ホール

3 参加者 委員 岡谷委員長、井上副委員長、笹岡委員、杉原委員、松村委員、

北川委員、福田委員、山﨑正雄委員、森田委員、山﨑雄一郎委員、

久万委員、徳弘委員、田井委員、武田委員

事務局 子ども・福祉政策部 田村副部長

障害福祉課 森木課長子育て支援課 岡本課長子ども家庭課 野村課長

"有澤課長補佐"津野課長補佐

幼保支援課 田中課長

有岡課長補佐

人権教育·児童生徒課 有澤課長補佐 警察本部人身安全対策課 仙石課長補佐

中央児童相談所 藤田所長

ッ 公文副所長

幡多児童相談所 掛水所長

4 審議事項

- (1)「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について 同案のとおり、承認された。
- (2) 高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正について 同案のとおり、承認された。

5 報告事項

- (1) 令和4年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について
- (2) 令和4年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について
- (3) 保育所等における虐待等の防止に向けた取組について
- (4) 令和5年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について

[質疑意見等要旨]

〇審議事項

(1)「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について

(委員)

資料1-5の「こども計画」について、今後、こども計画策定部会を設置するとのことだが、

この部会に子どもが参加することは考えているのか。いろいろな所で、こども計画を策定する のであれば、子どもが入ったら良いのではないかというような意見もあると聞いているが、ど のように考えているのか。

(事務局)

現時点では、各関係団体の皆様に打診をしているところではあるが、子ども自身に参加して もらう予定はしていない。ただ、子どもであったり、子どもを監護しているような方の意見に ついては、しっかりと聞ける体制をとっていきたいと考えている。

(委員)

部会の持ち方は、それぞれあると思う。子どもの意見を反映させるということが非常に重要 であると思うので、意見の反映のさせ方も考えてもらえればと思っている。

子どもの意見表明等支援員について、どのような資格を持ち、どのようなことをするのかを 教えて欲しい。

(事務局)

意見表明等支援員については、相談支援に関わる研修を受けてもらう必要があり、来年度から、何らかの形でお願いする方に任命をさせてもらおうと考えている。その方については、施設等に入所している子どもたちに対して、第三者的な立場で、施設での生活や処遇についての意見を聞いて、関係機関に伝えるものである。児童相談所の職員等ではなく、あくまで第三者として意見を聞いていく方である。そのような形で、子どもが意見を表明しやすい環境作りを担保していきたいと考えている。

(委員)

これまでは、何か問題があれば、子どもがいろいろな所に相談に行っていたが、アウトリー チ的に子どもの方に行き、意見を聞き出してくるというイメージか。

(事務局)

そのとおり。来年度は試行的な形になるとは思うが、実施していきながら、しかるべき形に もっていきたいと考えている。

(委員)

資料1-1について、見えてきた課題の欄にそれぞれ書かれているが、課題と言えるのかという書きぶりの箇所があり、状況だけを書いているところがある。その状況があることがなぜなのかというところを、もう少し掘り下げて書くようにした方が良い。資料として表面的な記

述に止まっているところがいくつかあるような気がするため、お願いしたい。

また、資料1-2について、あまり説明がなかったように思うが、例えば、3ページのところで、「(削除)」と出てきたり、他のページにも同じように「(削除)」と出てきている。コロナのことはわかるが、6ページの「(高知版ネウボラの推進)」の見出しだけが削除になっており、何を意味しているかがわからない。10ページの3の4も削除になっているが、これはどうしてこのような形になったのか。対策の縮小や後退になっているとの見方にもつながると思う。説明をお願いしたい。

(事務局)

削除となっている5ページの朝食摂取のところについては、地域で食事提供をしている団体が限られたものになっているということで、こちらについては取組を終了し、6ページの(4)の②の地域と連携した食育の充実という形で、少し政策自体を統合したということである。

6ページの「(高知版ネウボラの推進)」の削除については、タイトルの中に括弧書きで高知版ネウボラの推進という記述があったもので、こちらについては全市町村に広がったということもあり、第5期の長寿県構想からはこの言葉が削除されているため、それに合わせて削除をした。

6ページの「子ども食堂」などの居場所の確保・充実の、「新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら~」というところは、5類移行になったということで、削除をしている。

6ページの一番下の放課後児童クラブにおける利用料減免の部分については、継続はしているが、財源のあり方に変更があって削除しているものである。

(委員)

26 ページの「(高知版ネウボラの推進)」については、見直しをして良いと思うが、それが何になったのかがわからない。単に削除で終わってしまっているため、何かに置き換えたという説明ならまだ分かるが。

(事務局)

本文の26ページのタイトル、「5 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援 (高知版ネウボラの推進)」から括弧書きをとって、「5 妊娠期から子育て期までの切れ目の ない総合的な支援」に変更したものであり、資料1-2の標記が足りなかった。

(委員)

括弧書きしか書いていなかったため、わかりにくくなっていた。 変更した理由を記載する備考欄があれば、わかりやすかったと思う。

(委員)

資料1-2の右端に記載しているページ数は、資料1-3のページ数ということか。

(事務局)

そのとおり。資料1-3のページ数になっている。

(委員)

「(高知版ネウボラの推進)」については、資料1-3の26ページのタイトルの一番後ろについていたということか。それを今まではネウボラという形でやってきたが、その言葉は使わずに、同じ内容の記載をしているという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

他にないようでしたら、事務局から提案のあった第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画 の変更については、承認するとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし

(2) 高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正について

(委員)

特に修正がないようでしたら、事務局から提案のあった高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正については、承認するとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし

〇報告事項

(1) 令和4年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について

(委員)

4ページに性的虐待が8件とあるが、この中に障害児はいるのか。

(事務局)

一部いる状況である。

(委員)

障害があるということで、非常に差別的なことも受けながら、また、二次的に性的な被害も 受けて、厳しい状況に置かれる。特に知的障害の場合は、その事実がどうかを、警察も含めて 認めないケースが多い。

これはどういうケースで出てきたのか。

(事務局)

そういったケースも一部あるが、大半が子どもの目の前で行為を見せるというものである。

(委員)

5ページの被虐待児の年齢別のところで、高校生以上が 40 名いるが、これも障害児は含まれているのか。

(事務局)

そこまでは確認していない。

(委員)

子どもの人口が減ってきており、これから高知県で1年間に3,300人ぐらいしか生まれてこないというような状況で、どうして虐待の件数が高止まっているのか。今後は減っていくと考えられるか。

(事務局)

今年度は、今のところは昨年度と比べると 40 件ほど減っているという状況になっている。 児童相談所だけではなく、市町村に通告する場合もあり、市町村での予防的な取組に一定の成果があるのではないかと思う。

(委員)

全体の相談受付件数のなかで、盲ろう児は毎年0件である。これはこの人たちにはそれだけ 相談体制が確立しているということか。他の障害とは違って、いつも0件である。

(事務局)

基本的には療育福祉センターで行っている。欄がそのまま残っているものである。

(2) 令和4年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

(委員)

事案の状況のなかで、里親等、社会的養護関係施設の児童指導員及び障害児施設等の児童指導員の虐待が認定されており、里親の場合は、里親名簿から登録を抹消されるということで、

二度と里親として仕事をすることができない。社会的養護関係施設と障害児施設等については、文書指導と書かれているが、実際に児童指導員2名については、どういう対処になっているのか。

(事務局)

職員の処分については、それぞれの施設で判断している。県としては、あくまでも施設に対して、組織的な対応をするよう改善の指導を行っている。

(委員)

里親は一発で免許取消のような形になるが、児童指導員の方は、場合によっては引き続き同じ職場で仕事ができ、子どもにそのまま接することができるような状況でやっていけるということか。

(事務局)

制度上はそうなっている。

(委員)

そのことについて、どのように考えているのか。

(事務局)

個人だけの問題ではないということもあり、職員に一度その場を離れさせるといった対応を とる施設もあれば、懲戒処分をする施設もある。一発でアウトということではなく、組織とし て全体で同じことが繰り返されないように体制を整えていくというところが大事であると考え ている。

(委員)

里親については、法律で決まっていることもあるかもしれないが、一発アウトということで、施設の職員との違いをどのように考えているか。

(事務局)

先程も申したとおり、施設は、組織の中でやっているというところだと思う。里親については、個人で子どもを見ているという違いがあると考えている。

(委員)

里親が一発アウトということについては、やむを得ないということか。

(事務局)

制度上はそうなっているところではあるが、里親自身がそういった行為に至らないように、 県としてはしっかりとサポートしていくことが大事であると考えている。

(委員)

よろしくお願いしたい。

(委員)

里親の方が虐待したかどうかを認定するまでに、調査をして見極めてはいるということか。

(事務局)

里親に限らず、施設も含めて県として調査をして、その上でこども支援専門委員会に諮り、 その意見を踏まえて県が認定をするという手順である。

(委員)

その他の社会的養護施設関係施設や障害児施設等についても、文書で指導をして、その後ど うなったかの確認もしているのか。

(事務局)

定期的に改善状況を報告してもらい、不備があれば、こうしてはどうかと指導を続けている ところである。

(委員)

家庭的な状況を子どもたちに提供していくということで、これから里親は重要な制度になってくると思うので、充実を図るためにも、いろいろと考えていかなければいけないと思う。いろいろと検討していただきたい。

(3) 保育所等における虐待等の防止に向けた取組について

(委員)

保育所等職員による虐待の通報義務がないとのことだが、「4 主な調査結果」の不適切な保育が疑われるとして確認した件数 27 件のうち、職員からの通報によるものの割合はどのくらいか。また、その割合は、全国に比べて多いのか、それとも少ないのか。

(事務局)

この調査は、自治体と園それぞれに調査したものであり、ここでいう園調査は、当該園においてこういうことがあったというふうに確認した件数になるため、そういう意味では、園において実際に調査票を見て、聞き取りなどをしてカウントされた件数であると承知している。

また、全国と比べてどうかについては、左側に全国の件数も載せてはいるが、他県と比べて どうかというところまでは分析していない。

(委員)

6ページの「4 主な調査結果」の中で、「③ ②のうち虐待として確認した件数」で保育所 1件となっているが、これは下に書いてあるとおり市町村で誤認があったものであると思う。 気になるのは、それ以外のもう1件の方である。これがどんなものであったのか、またその後 どうなっているのか。

(事務局)

保育所の方は、おっしゃるとおりである。もう一つの1件は、設置をしている市町村において是正の措置がされたものと報告を受けている。

(委員)

これは、保育所ではなく、認可外の保育施設ということか。

(事務局)

保育所以外での就学前施設になるため、認定こども園や小規模な保育事業所といったものになる。

(委員)

この調査は、昨年の4月から12月を国がピックアップして調査したということだが、それ 以後、同様の調査は考えられているのか。

(事務局)

令和4年末の事案が発生したことを受けて、国においてこの期間の調査が行われた。それ以降、国において調査をするということは把握していない。

(委員)

保育所での保育士による性的虐待や心理的虐待が疑われる事案の相談を受けて、実際に当該保育士の面接をした経験もある。そういった保育園に対して、精神的な問題を抱えている職員もいたりして、市町村の方から直接に相談を受けたこともあったため、今後もそういったことがあると思うが、対応を考えていかなければいけないと思った。特に、性的虐待や性犯罪の問題がクローズアップされてきているところである。0歳児や1歳児になるとなかなかわからない。保育をしているのかわからないところもあったりして、とても悩んだこともある。保育士

が、女児の性器をじっと見てるなど、曖昧でよくわからないといったこともあった。

(事務局)

乳児から育つところが保育所であるため、難しさもあると思う。繰り返しになるが、当課で 行っている園への訪問の際に、様々な話をする中で、保育のことについて把握をしていきたい と考えている。

また、保育をされている多くの方々の負担軽減を考えていかなければいけない。

(委員)

1ページの本県における取組の「(1) ガイドラインに沿った対応の周知」を令和5年度に 137 か所行ったということだが、これは公立の施設に対して行ったということか、それとも私 立を含めた全ての施設に行ったということか。

(事務局)

私立も含めている。高知市の施設については、中核市であるため、高知市において監査を行っている。ここでは、高知市以外の私立を含めた施設に行っている。

(委員)

同席した市町村というのは、誰が同席したのか。

(事務局)

保育の所管課である。

(委員)

私立の場合も保育の所管課が同席したのか。

(事務局)

そのとおり。

(4) 令和5年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について

質疑応答なし

○その他

(委員)

貧困対策にも関わって、児童自立支援施設希望が丘学園のあり方検討会の報告書が昨年度出されたと思うが、それをぜひ推進してもらいたい。関心があってずっと見ていたが、その中でいろんな意味で劣悪なとこがあり、希望が丘学園では高校進学後の児童の5割が退学している。

就職しても9割が辞めている。報告書には、子どもたちがサポートしてほしい、学校や仕事について、退所後の生活でも支援してほしいと書いてある。希望が丘学園は県立の施設であるため、そういうケースを、どういった形であれ、形作って、こういうふうにやったら効果的にできたんだというものを積み上げて、それをまた、児童養護施設等へも広げていけるようなところもあると思う。そういうのをぜひ推進していただきたい。

長寿県構想について、県は目標値を書いている。細かい点まで目標値を書いているところもある。この目標値について、全国的に見てみると、マニュアルがあるところもある。目標値の設定に関するマニュアルを作ってるところもあったりする中で、、高知県は数値目標をどういう形で決めているのか。単に担当が決めているのか、それとも異なる部署の有機的なつながりがあって決めているのか。この数値がどういうふうに県民に関係があるのか。この数値は何を示しているのか。

(事務局)

希望が丘学園におけるあり方検討会の意見を踏まえた推進については、一般の児童養護施設等も同様であると思うが、施設を退所後のケアリーバー、そういった支援を必要としている子どもたちへの支援をしっかりと継続していくことが大事であると考えている。希望が丘学園でも、アフターケアという形で、退所後の希望する児童にはなるが、退所後も定期的にコンタクトをとって、様子をうかがい、サポートしていくというような取組を進めている。年によっては、高校を退学する子どもが少ない年もあるというところではある。他の児童養護施設等についても、そういった取組を同じように進めていきたいと考えている。

併せて、社会的養育の充実の中の、ケアリーバーに対する自立支援体制の強化というところで先程説明した社会的養護自立支援拠点においては、一度施設を離れた子どもたちが、もう一度戻ってこられるような拠点として、交流の場の提供など、孤立化させないという取組を今後強化していくこととしているため、子どもたちの声を聞きながら、しっかりとサポートできるように取り組んでいきたいと考えている。

長寿県構想の目標値については、高知県においてマニュアルといったものはない。ただ、目標値の設定にあたっては、例えばアンケートであったり、現状と全国値とを比較してどうかといったところで、客観的な指標として、設定をしている。

そして、有機的なつながりといったところでも、各分野だけで考えるのではなく、庁内に横断的な会議等もあるので、そうした中で、例えば、出生率であれば、出生率という大きい目標が1番上にあり、次にそれに対してどういった施策でそれにつなげていくのかというところを、分野を超えて各部局が話し合いながら目標値を設定しているので、マニュアルはないが、しっかりと考えたものになっていると思う。

(委員)

施策は、1つの目標に向かって有機的に政策がなされるようにしていただきたいということ だと思うので、よろしくお願いしたい。